

# 行政書士 あわじ

令和2年9月号



(沼島の上立神岩)



兵庫県行政書士会 淡路支部

## ごあいさつ

このたび兵庫県淡路県民局長に就任いたしました亀井です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

兵庫県行政書士会淡路支部のみなさまにおかれましては、平素より県政の推進につきましてご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

淡路島は、豊かな自然や歴史・文化に恵まれ、古来、天皇に食材を献上する「御食国」と呼ばれた食材の宝庫で非常に魅力的な地域です。しかし、残念ながら現在は新型コロナウイルス感染症により、地域の魅力を十分に発揮できない状況にあります。また、みなさまの業務遂行に際しても、多大な影響を及ぼし日々ご苦労をされていることと拝察いたします。

このような中におきましても、兵庫の新たな生活様式「ひょうごスタイル」の推進など感染症拡大防止対策を念頭に置きつつ、淡路島の特色を活かしながらコロナ後の新しい社会を、みなさまと共に創造していきたいと存じます。

今年度は、多様な観光資源を活かした「訪れたいくなる島づくり」、先端技術の導入により生産性を高める「島を支える産業の振興」、健康で豊かに暮らせる「健やかに暮らせる島づくり」、淡路島の定着人口の増加を図る「住み続けたいくなる島づくり」、また、「安全・安心な島づくり」に取り組んでまいります。

特に令和2年は阪神・淡路大震災から25年という節目の年です。淡路島は南海トラフ地震の津波に備える防潮堤等の重点整備地区でもあります。警戒を怠らないよう各市とも連携して取り組み、安全で安心な地域づくりを推進してまいります。

一方、来年の春と秋の2シーズンにわたり、淡路花博20周年記念として「花みどりフェア」が開催されます。今年の秋には、感染症対策を行ったうえでイベントも予定されています。淡路島に大きな関心が集まり、多くの方をお迎えできるものと期待しています。

最後になりましたが、新たな淡路の地域づくりの展開には、県民のみなさまの「参画と協働」、行政機関等との相互の連携が不可欠です。今後とも、行政書士会のみなさまには、地域と行政のパイプ役として、住民の方々の良きパートナーとして、さらなるご活躍を期待しております。引き続き、格別のご協力・ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



兵庫県淡路県民局長

亀井 浩之

## ごあいさつ



淡路支部長

瀧岡 光子

日頃より行政書士会淡路支部の活動に、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。ごあいさつ

当会では、毎年10月1日から同月31日までを「行政書士広報月間」、2月22日を「行政書士記念日」と定め、市民の皆さまへの貢献活動やPR等も兼ねた無料法律相談・公開セミナー等、行政書士制度普及のため、種々の活動を実施しております。

行政書士ADRセンター兵庫では、兵庫県内の外国人の職場環境・教育環境に関する紛争、自転車事故に関する紛争、ペットに関する紛争、ならびに居住用賃貸物件に関する敷金返還または原状回復に関する紛争に対して裁判外の解決を行っています。

また、大規模な地震や風水害等が発生した場合における被災者支援のため、兵庫県や県内各市町、陸運局等と防災協定を締結しております。

災害時には、被災者支援相談窓口の設置を行い、行政書士を派遣しまして、罹災証明の交付申請や自動車の減失登録等、書類作成を無料でい支援させていただきます。

例年、淡路県民局にて毎月無料相談会を開催していましたが、今期は未曾有の新型コロナウイルス感染の予防対策として中止をしておりますが、再開の折にはご活用いただければ幸いです。

県民局・各市農業委員会の窓口には行政書士パンフレットや行政書士あわじ(会員名簿)を年間を通して設置をしており、市民の皆さまへの情報発信と会員の情報共有として、支部ホームページやFacebookを作成しますので、閲覧ご利用をよろしくお願いいたします。

## ごあいさつ

兵庫県行政書士会淡路支部の皆様方には、日頃より行政と市民の架け橋として、日常生活の中で起こる法律上の「お困りごと」の解決から起業等のビジネスにかかわる書類作成に至るまで、多方面にわたる業務に精励いただき、深く敬意と感謝の意を表します。さらに、昨今の新型コロナウイルス感染症禍においては、本市の支援策に関する情報提供等にご尽力いただき、重ねて厚く御礼を申し上げます。

皆様方もご存じの通り、本市は豊かな自然とともに、長い歴史の中で培われた歴史と文化の薫るまちでございます。しかし、その一方で、少子高齢化とそれに伴う人口減少が急速に進んでいることも事実です。

この喫緊の課題に対し、本市では将来にわたり活力ある地域社会を持続、発展させるため、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業機会の創出に向け、必要な取り組み等を記した「新洲本市総合戦略」を本年3月に策定いたしました。同戦略では、

- ・洲本の人のあたたかさに触れ、ここに居たい、訪れたいと思う「人」を創り育む
  - ・歴史の薫る魅力的でやすらぎある「わがまち洲本」を創り守る
  - ・女性や若者が夢を抱いて躍動する洲本ならではの「しごと」のステージを創り広げる
- という3つの基本戦略を掲げています。

これらの戦略を有効なものとするため、都市圏からの移住・定住の促進、妊娠・出産・子育て支援や元気な高齢者が活躍する機会の促進、起業や農水産業振興の促進等、さまざまな取り組みを、43の具体的な事業として実行しております。今後は、これらの事業を検証しながら、その効果を高めてまいります。

そして、人口減少の問題に加え、ポストコロナ社会を見据えながら、「暮らす人が誇りを、訪れる人が愛着を抱く、人の夢を叶える共創のまち」を目指し、今後も積極的にまちづくりに取り組んでまいります。

行政書士である皆様方のシンボルは、「まごころ」を花言葉に持つコスモスと伺っております。本市、そして淡路島のさらなる発展と暮らす人々の安全で安心な生活を実現するため、私たち行政とともに、まごころを持って市民に寄り添い、「たよれる街の法律家」として尚一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、兵庫県行政書士会淡路支部の益々のご発展を心より祈念いたしまして、ごあいさつとさせていただきます。



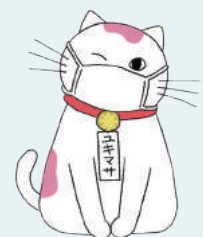
洲本市長  
竹内 通弘

## 市民無料相談

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、毎年10月に開催しております行政書士会・司法書士会・土地家屋調査士会の三士会での法の日無料相談会については、今年度は中止いたします。

また、毎月淡路県民局で開催しております市民無料相談会についても、当面の間中止いたします。状況を見て安全な再開ができると判断できた場合は、ホームページ等に告知し再開いたします。なお、具体的な再開時期については、現在のところ未定です。

相談を希望されていた皆さまにはご不便をおかけいたしますが、感染拡大防止の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。





## トピックス

### 淡路支部親睦旅行

淡路支部 樋口 正一

令和2年2月1日(土)、淡路支部の日帰り親睦旅行に行ってきました。私は淡路支部の福祉担当として今回の親睦旅行を企画したのですが、この原稿を書いている令和2年8月現在、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、多くの人が集まるバス旅行、親睦会、飲食会などが自粛されています。今年の1月下旬当時は、テレビ等で連日新型コロナウイルスのニュースが報道されていましたが、日本国内での感染者はまだほとんど確認されておらず、親睦旅行を中止しなければならないほどの危機感はなかったように思います。日程があと半月遅ければ、中止するかどうかの判断を迫られているところでした。(支部長が参加者全員にマスクを用意してくださりました。)

さて、今回の親睦旅行は日帰りということで、私の独断で、できるだけ近い所、私が行きたいと思いながらこのような機会がなければ行かない所にしたと思い、南あわじ市から大鳴門橋を渡ってすぐの徳島県鳴門市方面へ行き、参加者は会員家族も含めて15名でした。

最初に大塚国際美術館へ行きました。この美術館はとても広いと聞いていたので、ゆっくり鑑賞ができるよう、2時間以上の時間を確保していたのですが、実際に行ってみると想像をはるかに超えて展示スペースが広く、ゆっくり落ち着いて鑑賞しようとする、2時間では全然時間が足りませんでした。

続いて「ベイリゾートホテル鳴門海月」へ行き、魚介類を中心とした新鮮で美味しい昼食とお風呂を堪能しました。続いて鳴門市ドイツ館へ行きました。鳴門市には第一次世界大戦時に日本軍の捕虜となったドイツ兵を収容した「板東俘虜収容所」がありました。板東俘虜収容所ではドイツ兵の人権が尊重され、できるかぎりの自主的な生活が認められていました。そのため、ドイツ兵によってアジアで初めてベートーヴェンの交響曲第9番が全楽章演奏されたところです。

最後に、俘虜として収容されていたドイツ兵が帰国する際に記念として設計施工した石積みアーチ橋の「ドイツ橋」を見学して、今回の親睦旅行は終了しました。

新型コロナウイルス感染症がはやく終息して、またこのような楽しい親睦旅行が出来るようになることを願うばかりです。



### 新入会員紹介

法人経営の経験を活かし、地域の経営者に寄り添い、一緒にワクワクできる行政書士を目指します。

桜井 智也



### ふれパトに参加してみませんか

ランニングをしながら地域の安全安心を見守る防犯ボランティア活動「ひょうごふれあいランニングパトロール」(ふれパト)。この活動は、平成30年4月から兵庫県警察の主導のもと、神戸新聞社、株式会社アシックスの3者で兵庫県内各地で推進しています。

私の活動エリアである南あわじ市では、月に1度週末の夜に市内各地をパトロールしていて、これまで2年間で延べ370人が参加してくれました。今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により自粛していますが、コロナが落ち着いたら再開する予定です。また南あわじ市だけでなく、洲本市と淡路市にもふれパト登録ランナーがおりますので活動されると思います。

興味のある人は、普段のランニングを通じて地域の安全安心のために一緒に「ふれパト」をしてみませんか。活動予定日等の詳細は、ふれパトのホームページをご覧ください。

ふれパトホームページ ▶ <https://www.fure-pat.com/>

ふれパト登録ランナー 三木秋穂



# 会社経営者や 個人事業主の皆さまへ



私たち行政書士は、企業を運営していくうえで必須となる書類（契約書や議事録等）や、許認可に関する書類（許可申請書や変更届等）の作成をする専門家です。

また、書類を官公署（市区町村や都道府県、警察署、各中央省庁等）に提出する手続について代理することができます。

さらに、近年では、知的財産権に関する相談業務や、補助金等の中小企業支援制度の申請サポートなど、中小企業のコンサルタントとして活躍する行政書士も増えています。

経営者と行政をつなぐパイプ役として、行政書士の業務分野は、日々拡大を続けています。

## 会 社を立ち上げたい

行政書士は、株式会社、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、組合等といった**法人の設立手続**とその代理（登記申請手続を除く）を行います。

また、電子定款の作成代理業務ができる行政書士に定款作成を依頼すれば、定款の印紙代が不要となるなど、費用面でも様々なメリットが生まれます。

なお、法人の中には、NPO法人や医療法人等、設立前に市町村や都道府県の認証・認可手続が必要となるものや、外国会社のように領事認証や在留資格認定申請が必要となるものがあります。行政書士は、そのような申請手続はもちろん、設立後の各種変更手続についても、総合的にサポートします。

## 契 約書を作ってほしい

会社を運営していると、様々な取引を行う場面があります。その際、多くの場合に契約書を取り交わす必要があります。

行政書士は、これら契約書の作成を行い、将来発生しうる**法的なトラブルの予防**のためのサポートを行います。

## 運 営について相談したい

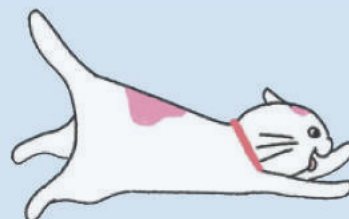
行政書士は法人の設立だけでなく、設立後の運営に関してもサポートしています。

行政書士業務は、企業の事業活動全般について助言、提案を行う、いわゆるコンサルティング業務の一面を有しています。経営者の良きパートナーとしても活用していただけます。

行政書士が行う主な**中小企業支援**には、次のようなものがあります。

- 事業計画支援
- 事業承継・事業引継ぎ支援
- 企業再生支援
- 経営革新支援、地域資源活用支援
- 農業経営改善支援、農商工連携支援
- ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス支援
- エコアクション21認証・登録支援
- プライバシーマーク認証・登録支援 など

それぞれの分野について専門としている行政書士がおり、活躍の場を広げています。





## 建設業の許可をとりたい

一定規模以上の工事を請負う建設業を営む場合は、都道府県知事、または国土交通大臣の許可が必要です。

行政書士は、建設業許可の要否や、許可条件を満たしているか否かを調査・判断し、必要な書類の作成及び代理申請を行います。

また、**公共事業の入札に参加**するには、経営事項審査申請や、入札参加資格登録の申請等、煩雑な手続が必要となりますが、それらの手続についても、代理することができます。

数ある行政書士の許認可の申請業務の中でも、**建設業許可申請**は、今も昔も、行政書士の代表的な業務の一つです。



## 福祉事業を始めたい

有料老人ホームや、障がい者向け就労支援事業などの**福祉サービス事業**を始めるとあたり、各自自治体では、様々な基準が設けられています。

行政書士は、これらの基準をクリアするために必要な書類作成や手続を代理します。

## 会計記帳をお願いしたい

事業の経営状況を把握するためには、きちんとした**会計記帳**が必要です。しかし、毎日記帳を行うのは大変なことです。

行政書士は、これら記帳業務をはじめ、**決算書、財務諸表などの作成**を行います（税務申告業務は除く）。行政書士に依頼することで、記帳業務に追われることなく、本来の業務に専念することができます。

## 運送業を始めたい

**トラック等を使う貨物運送業**や**タクシー事業（旅客運送業）**を始めるとは、運輸局の許可が必要ですが、それには様々な要件があるだけでなく、多くの複雑な申請書を作成し担当窓口へ提出しなければなりません。行政書士は運送事業の申請代理を行うほか、開業にあたってのアドバイスやサポートまで行います。



## 許可申請をお願いしたい

企業の事業内容によっては、都道府県や市町村等、**行政の許可や認可**が必要な場合があります。

許認可の種類には、次のようなものがあります。

### 【廃棄物に関する許認可】

- 産業廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 一般廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 自動車リサイクル法に基づく解体業・破砕業許可 など

### 【不動産に関する許認可】

- 宅地建物取引業免許
- 建築士事務所登録
- 解体工事業登録 など

### 【リサイクルに関する許認可】

- 古物営業許可
- 金属くず商許可 など

これらは、数ある許認可のうちの一部に過ぎません。行政書士が扱うことのできる許認可に関する書類は、一万種類を超えると言われていています。

官公署に提出する申請書類の作成を業として行うのは行政書士だけです。





## 著 作権について相談したい

著作権は作品(絵や文章など)を創作した時点で自動的に発生しますが、著作権を移転する場合の取引の安全性を確保したい、あるいは著作権に関する権利関係を公示したい場合は、文化庁による**著作権の登録制度**を利用することができます。

行政書士は、文化庁への登録申請業務を行います。また、著作権契約その他著作権に関する相談を受け付けています。

## 外 国人を雇用したい

外国人を雇い入れるには、入国管理局への申請手続が必要となる場合があります。

入国管理局への手続は、原則として、外国人もしくは法定代理人が自ら入国管理局に出頭しなければなりません。しかし、一定の研修を受けた行政書士で、外国人等に代わって入国管理局で申請書等を提出することが認められた行政書士である**「申請取次行政書士」**に依頼すれば、**申請人は入国管理局への出頭が免除される**ので、仕事や学業に専念することが可能です。専門知識を有する申請取次行政書士が申請人の在留及び適切な雇用をサポートいたします。

## 民 泊や旅館業を始めたい

民泊や旅館業を開業するには、営業開始前に保健所に必要書類を提出し、その施設が基準を満たしているかどうかの確認を受けたのち、**営業許可申請や届け出等**の手続が必要になります。

また、クラブや社交飲食店、麻雀店やゲームセンターなどを開業するのにも、営業開始前に警察署への**風俗営業許可申請**等の手続が必要になります。

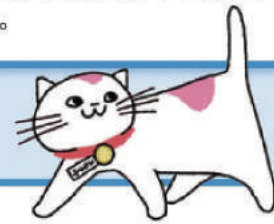
行政書士は、実現したい店舗の形態に合わせて必要となる書類を作成し、代理申請を行います。

## 知 的資産経営について相談したい

**「知的資産経営」**とは、企業の経営理念、人材、技術力、ノウハウ、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等といった、**財務データには表れない資産**(知的資産)のうち、自社の競争力の源泉となっているものを見える化=魅せる化することにより、ステークホルダー(顧客・取引先・金融機関等)からの支持や評価を得て、事業の発展に役立つ経営のことをいいます。

知的資産経営の成果をまとめた「知的資産経営報告書」を作成し、開示・公表することは、経済産業省により推奨されています。

行政書士は、これら知的資産経営導入と知的資産経営報告書の作成をサポートします。



## 補 助金制度を活用したい

国や地方自治体には、中小企業・小規模事業者向けの各種補助金制度が用意されています。

近年、これら補助金制度に関するアドバイザーとしての役割を担う行政書士も増えており、**発展や持続化を目指す中小企業・小規模事業者のサポート**を行っています。



兵庫県行政書士会の  
ホームページもみてね!



行政書士に聞いてみよう！！

# 市民の皆さまへ



法律を専門とする国家資格者の中でも、特には幅広い業務をこなし、皆さまの暮らしに密着した法務サービスを提供するのが、私たち行政書士です。官公署に提出する書類だけでなく、法律上の権利に関わる書類や事実を証明するための書類を作成し、またそのための相談もお受けします。

「まごころ」を花言葉に持つコスモスが、行政書士のシンボルです。私たちは、皆さまの暮らしの中で起こる様々な法律上の「困りごと」の解決を、まごころをもって、お手伝いいたします。

## 遺言書を作りたい

遺言書には本人が自ら手書きで作成する「自筆証書遺言」と公証人が作成する「公正証書遺言」、遺言内容を秘密にする「秘密証書遺言」があります。遺言書には**法律で決められた効力**があり、遺留分減殺請求権など相続人の権利も配慮して作成すべき場合があります。行政書士は、依頼に基づき、公正証書遺言の原案作成、証人の就任等によって遺言者の支援を行います。

## 相続について知りたい

財産相続では、遺言書がないときは、原則として相続人全員が書類により合意した文書に基づき、手続きが進められます。行政書士は、依頼に基づき、**遺産分割協議書・財産目録・相続関係説明図**といった必要書類を作成し、またそのために必要となる様々な調査も行います。（不動産登記関係書類、税務関係書類、法的紛争が発生している場合の書類を除きます）



## 国際結婚をしたい

外国人が日本人や永住者と結婚し、適法に日本で在留する為には、婚姻手続きに加えて、「日本人の配偶者等」や「永住者の配偶者等」の**在留資格**が必要となります。このように、外国人が日本国内において在留を希望する場合、活動内容もしくは身分関係によって在留資格が必要で、様々な種類の資格とそれに応じた要件があります。

行政書士は、外国人の在留やその他日本で適法に活動するために必要な申請手続きについて、お手伝いいたします。なお、入国管理局への取次は、**申請取次行政書士**が行います。

## 日本国籍をとりたい 日本で永住したい

外国人が日本国籍を取得するには、「**帰化許可申請**」が必要です。帰化許可申請には、一定の要件を満たしていることが必要で、在留資格や家族構成、就業状況等により、必要な証明書類や作成書類が異なります。また、日本で永住を希望する場合には、入国管理局で**永住許可申請**をしますが、この申請でも在留資格や在留状況等によって異なる様々な要件があり、それに応じた証明書類や作成書類が必要です。行政書士は、国籍や永住に関すること、また、**涉外手続**（国際結婚や離婚、相続、養子縁組等）について、専門知識で外国人の方のお手伝いをいたします。





## 住まなくなった **家** を貸したい

不動産の賃貸借については、借地借家法等によって当事者が守るべき事柄が定められています。また、大きな財産である土地や建物を他人に貸そうとするときは、トラブルを予防するためにも、**書面による契約**を結びたいものです。

行政書士は、契約書類を作成して法的トラブル防止のお手伝いをするほか、トラブルを解決したときに取り交わす協議書や示談書等の書類の作成も行います。

## **自** 動車の車庫証明をしたい

車を買ったり、引越したり、車の所有者が変わったりして、自動車の新規登録や住所変更、名義変更の申請をする時に自動車保管場所証明書（**車庫証明**）の申請をする必要があります。解体などで廃車にする場合も抹消登録の手続が必要です。

行政書士は、このような自動車登録に関する申請や車庫証明、その他自動車に関する申請手続を行います。

## こんなことでお悩みの方、**ADR** を利用してみませんか？



### 子どもが自転車に乗って…

お店の看板にぶつかってしまい、弁償を求められました。



### 借りていた部屋の…

敷金返還のことで大家さんともめています。



### うちのワンコがお隣の…

飼い犬にかまれたので、治療代を払ってほしいんです。



### 日本で働いていますが…

上司に私の国の慣習を理解してもらえません。



ADR（裁判外紛争解決手続）は、当事者自身の話し合いを第三者がサポートする、裁判に頼らないトラブル解決の「助っ人」です。

行政書士ADRセンター兵庫では、兵庫県内で起こった4つの分野について、トラブル解決のお手伝いをいたします。

- ① 自転車事故に関する紛争
- ② 愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争
- ③ 居住用賃貸物件に関する敷金返還または原状回復に関する紛争
- ④ 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

お問い合わせ 行政書士ADRセンター兵庫（法務大臣認証番号：第111号）電話：078-371-8823



困ったら  
まずは相談してね！

困ったときは、お近くの行政書士にご相談ください。  
身近に行政書士がない場合は、兵庫県行政書士会の事務局へ  
お気軽にお電話ください。（電話：078-371-6361）



# 兵庫県行政書士会淡路支部会員名簿

(令和2年8月31日現在 47名)

	氏名	事務所所在地	電話番号
淡路市	いしがみ あきら 石上 昭	〒656-2131 淡路市志筑 386 番地 3	0799-62-1581
	いづつ よしのぶ 井筒 好信	〒656-2132 淡路市志筑新島 6 番地 22	0799-62-4681
	いわい たけし 岩井 威	〒656-1501 淡路市尾崎 846 番地 4	0799-85-1765
	きたの てつや 北野 哲也	〒656-2223 淡路市生穂 1718 番地 3	050-5373-1678
	くらもと みつお 倉本 光夫	〒656-1511 淡路市郡家 1328 番地 9	0799-70-4081
	こたに いつじ 小谷 五治	〒656-1724 淡路市野島平林 98 番地	0799-70-4565
	さくらい ともや 桜井 智也	〒656-1721 淡路市野島藁浦 127 番地 4	090-5046-9217
	さんの はるお 三野 陽生	〒656-1711 淡路市富島 1146 番地	0799-82-2279
	たかた あきら 高田 明	〒656-1521 淡路市多賀 472 番地 4	0799-85-0835
	たかたに みきこ 高谷 美喜子	〒656-2212 淡路市佐野 1334 番地 1	090-3873-0725
	ただ こうぞう 多田 耕造	〒656-2322 淡路市白山 279 番地	0799-74-3422
	たむら いくお 田村 伊久男	〒656-1602 淡路市育波 276 番地 40	0799-84-1988
	どうまん やすひで 道満 保秀	〒656-2131 淡路市志筑 2649 番地 5	0799-62-4035
	どひ まさる 土肥 勝	〒656-1721 淡路市野島藁浦 382 番地	0799-82-0526
	はまぐち たけひろ 濱口 雄裕	〒656-2131 淡路市志筑 1392 番地 1 岡野ビル 2 階	0799-62-5829
	はやし えいじ 林 栄二	〒656-1541 淡路市柳澤甲 7 番地	080-6116-3409
ふくだ たつや 福田 龍哉	〒656-2144 淡路市下司 1218 番地 4	0799-70-7263	
ふだば たかろう 札場 敬良	〒656-2334 淡路市釜口 627 番地 4	0799-74-6048	
やまぐち まさし 山口 昌志	〒656-2401 淡路市岩屋 524 番地 2	0799-72-5230	
洲本市	いまだ ちゅういち 今田 忠一	〒656-0053 洲本市上物部 452 番地	0799-22-4999
	おおすみ かつひろ 大住 勝宏	〒656-0101 洲本市納 321 番地 8	0799-22-2304
	さとう かずゆき 佐藤 一之	〒656-0014 洲本市桑間 192 番地 崎野ハイツ 302 号	0799-22-3202
	たきおか みつこ 瀧岡 光子	〒656-1311 洲本市五色町鮎原葛尾 147 番地	0799-32-1641
	たにもり こういち 谷守 弘一	〒656-0012 洲本市宇山 1 丁目 1 番 20 号	0799-24-3110

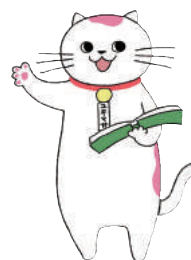


	氏名	事務所所在地	電話番号
洲本市	寺岡 克己 <small>てらおか かつみ</small>	〒656-0012 洲本市宇山3丁目8番19号	0799-22-3031
	土井 久美子 <small>どい くみこ</small>	〒656-2541 洲本市由良4丁目2番22号	080-9978-7493
	中村 豪 <small>なかむら つよし</small>	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目6番17号 洲浜ビル2階	0799-23-1770
	東山 勝彦 <small>ひがしやま かつひこ</small>	〒656-0025 洲本市本町1丁目6番28号	0799-22-1174
	樋口 正一 <small>ひぐち しょういち</small>	〒656-0012 洲本市宇山1丁目2番24号	0799-22-2874
	廣瀬 政行 <small>ひろせ まさゆき</small>	〒656-1301 洲本市五色町都志382番地1 五色センタープラザ1階	0799-33-0217
	深堀 克己 <small>ふかほり かつみ</small>	〒656-0024 洲本市山手1丁目2番16号	0799-22-9405
	福本 宣子 <small>ふくもと のぶこ</small>	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4番12号	0799-22-9302
	船越 健司 <small>ふなこし けんじ</small>	〒656-0025 洲本市本町5丁目4番25号 第2大富ビル202号	0799-23-0086
	松下 明 <small>まつした あきら</small>	〒656-1344 洲本市五色町鳥飼浦724番地	0799-34-0832
	都 博志 <small>みやこ ひろし</small>	〒656-2541 洲本市由良2丁目1番1号	0799-27-0766
	森高 英二 <small>もりたか えいじ</small>	〒656-0013 洲本市下加茂1丁目2番26号	0799-25-6185
	山本 弘 <small>やまもと ひろむ</small>	〒656-0025 洲本市本町3丁目3番14号	0799-25-2626
南あわじ市	奥野 一喜 <small>おくの かずき</small>	〒656-0424 南あわじ市榎列西川172番地	0799-42-5355
	里深 嘉胤 <small>さとふか よしたね</small>	〒656-0474 南あわじ市市市227番地9	0799-42-6666
	庄田 忠夫 <small>しょうだ ただお</small>	〒656-0521 南あわじ市潮美台1丁目24番地8	0799-52-3678
	泰地 昭男 <small>たいち あきお</small>	〒656-0511 南あわじ市賀集八幡南186番地4	0799-52-3711
	土井 恵一朗 <small>どい けいいちろう</small>	〒656-0511 南あわじ市賀集八幡144番地4 稲先マンション1階	0799-53-1771
	濱口 徹 <small>はまぐち とおる</small>	〒656-0425 南あわじ市榎列小榎列199番地1	0799-42-6373
	三木 秋穂 <small>みき あきほ</small>	〒656-0341 南あわじ市津井1711番地	0799-38-0960
	宮崎 宏明 <small>みやざき ひろあき</small>	〒656-0436 南あわじ市八木新庄77番地	0799-42-5968
	宮崎 正行 <small>みやざき まさゆき</small>	〒656-0122 南あわじ市広田広田143番地5	0799-20-4647
安田 知孝 <small>やすだ ともたか</small>	〒656-0455 南あわじ市神代國衙1300番地1 三栄ビル203	0799-43-3115	

## 行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

1. 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
2. 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
3. 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
4. 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
5. 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。



### 令和2年度兵庫県行政書士会淡路支部および兵庫県行政書士会(本会)役職

支部長	副支部長	副支部長	理事会計	理事研修	理事企画	理事業務	理事会員
瀧岡光子	都博志	大住勝宏	大住勝宏	船越健司	宮崎正行	宮崎宏明	三木秋穂
理事非行政	理事綱紀	理事福祉	理事幹事	理事幹事	監事	監事	相談役・本会理事
濱口雄裕	山口昌志	樋口正一	安田知孝	北野哲也	奥野一喜	土井恵一郎	泰地昭男
相談役	相談役・本会副会長	本会綱紀委員	本会選挙管理委員	本会通信員	本会HP担当委員		
今田忠一	井筒好信	山口昌志	宮崎正行	三木秋穂	宮崎宏明		

### 「行政書士あわじ」令和2年9月号

- 発行人 / 瀧岡 光子
- 編集委員 / 三木 秋穂
- 発行者 / 兵庫県行政書士会 淡路支部
- 〒656-1311 洲本市五色町鮎原葛尾147番地  
TEL:0799-32-1641 FAX:0799-32-1621



兵庫県行政書士会 淡路支部

<http://awaji.hyogokai.or.jp/>

兵庫県行政書士会 淡路支部

検索

Facebookもチェック

<https://www.facebook.com/awaji.hyogokai>